

マイナンバーを含む個人情報の漏えいについて

1 概要

港北区生活支援課職員が、A様の公営住宅入居に関する手続きに必要な給与支払報告書を取り寄せ、A様に郵送したところ、郵送した文書の中にA様以外の給与支払報告書が含まれていたことから、第三者の個人情報（一部マイナンバーを含む。）を漏えいさせてしまいました。

<事案詳細>

港北区にて保護受給中のA様の収入申告と課税台帳の突合を行ったところ、申告されていない会社からの収入があることが判明しましたが、調査の結果、会社からの税申告に誤りがあったことが判明しました。

その後、A様が公営住宅入居に関する手続き上必要となった非課税証明書の発行のため、B区税務課に行ったところ、システム上の課税記録が会社からの誤った申告内容のままとなっていました。

B区税務課からA様へ、早急に非課税証明書を発行するためには、会社が訂正した給与支払報告書の提出が必要と案内があったため、港北区生活支援課職員がA様からのご相談を受けてA様の給与支払報告書を会社から取り寄せ、A様あて郵送しました。

A様が受け取った書類をB区税務課に提出したところ、第三者の給与支払報告書が含まれていることが判明しました。

2 誤って郵送した書類及び漏えいした個人情報

(1) 誤ってA様に郵送した書類

給与支払報告書 23名分

(2) 漏えいした個人情報

マイナンバー（一部の方※）、氏名、生年月日、住所、その他給与に関する情報

※23名分のうち、マイナンバーが記載されていたのは13名分です。

3 経緯

- 令和3年8月10日 港北区生活支援課がA様の収入申告と課税台帳の突合を行ったところ、申告されていない会社からの収入があることが判明したため、A様に確認を行う。  
A様が当該会社での就労の事実を否認されたため、港北区生活支援課が会社に対して生活保護法第29条に基づく調査を実施した。
- 令和3年8月27日 会社から税申告に誤りがあったと連絡があった。
- 令和3年9月14日 A様が公営住宅の入居手続きに必要な非課税証明書を取得するために、B区税務課に来庁した。システム上の課税記録が会社からの誤った申告内容のままとなっていたため、A様がB区税務課から非課税証明書を発行するためには訂正した給与支払報告書が必要と案内を受ける。その案内を受けて、A様から港北区生活支援課担当職員へご相談があり、A様に代わってA様の給与支払報告書の郵送を会社へ依頼した。
- 令和3年9月16日 港北区生活支援課担当職員が、会社より給与支払報告書を郵便にて收受した。
- 令和3年9月22日 港北区生活支援課担当職員が、收受した給与支払報告書を別の封筒に入れなおして、A様あて郵送した。
- 令和3年9月24日 A様がB区税務課に給与支払報告書を提出したところ、A様以外の給与支払報告書が含まれていることが判明した。
- 令和3年9月27日 B区税務課から港北区生活支援課に、A様以外の給与支払報告書が提出されたと連絡があった。
- 令和3年9月27日 港北区生活支援課がA様に謝罪し、B区税務課に提出した以外の給与支払報告書を回収した。
- 令和3年9月30日 個人情報が漏えいした23名の方に対して港北区生活支援課から謝罪文を送付した。

#### 4 原因

- (1) A様の給与支払報告書の提出依頼をA様に代わって会社へ行うにあたって、請求する書類の範囲が不明瞭なまま、提出依頼を行ったこと。
- (2) 送付された書類について十分内容の点検を行わずに、A様に送付してしまったこと。

#### 5 再発防止策

- (1) マイナンバーの取扱いについて、改めて研修を行い、ルールの遵守を徹底するとともに、法令で認められている業務以外でのマイナンバーの収集ができないこと等を周知徹底します。
- (2) 外部への資料請求を行う際は、請求する書類の範囲を明確にするるとともに、マイナンバーが記載されている場合は、マイナンバーを黒塗りした上での回答を依頼するよう周知徹底します。第三者のマイナンバーが含まれている場合は、速やかに返送するなど適切に処理を行います。  
また、マイナンバーを含む書類を取り扱う際には、その都度上司に報告・確認を行います。
- (3) 職員に対し、必要な書類等の確認を適切に行うことを徹底します。また、不明な点等がある場合は、上司に報告・相談した上で対応することを徹底します。
- (4) 送付書類は、ご本人の意思能力がない場合等やむを得ない場合を除き、ご本人へ直接送付するよう依頼します。  
やむを得ず担当職員が收受する場合は、直属上司の許可を取り、收受した書類の確認を徹底したうえで、安全、厳重に保管し、速やかに引き渡しを行います。
- (5) 外部へ書類を送付する際は宛先だけでなく、送付物の内容についてもダブルチェックを行います。

お問合せ先		
港北区生活支援課長	大川 昭博	Tel 045-540-2274